

# 財団法人国際高等研究所 寄附行為

## 第1章 総則

(名称)

### 第1条

本法人は、財団法人国際高等研究所という。

(事務所)

### 第2条

本法人は、事務所を京都府木津川市木津川台9丁目3番地に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

### 第3条

本法人は、産・学・官の協力のもとに、先進的な研究分野・課題に関して研究を行うとともに、国際的な研究交流を推進し、併せて研究萌芽の創出、新領域の開拓を行い、もって学術の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

### 第4条

本法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 先進的な研究分野・課題に関する研究
- (2) 国内外の研究者による学術の国際交流の実施と援助
- (3) 学術に関する講演会及びシンポジウム等の開催・援助
- (4) 図書、雑誌・その他の刊行
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

## 第3章 資産及び会計

(資産の構成)

### 第5条

本法人の資産は、次のとおりとする

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 設立後寄附された財産
- (4) 補助金
- (5) 賛助会費
- (6) 事業に伴う収入
- (7) その他の収入

### (資産の種別)

#### 第6条

1. 本法人の資産を分けて、基本財産と運用財産の2種とする。
2. 基本財産は、次に掲げるものとする。
  - (1) 設立当初の財産目録のうち、基本財産として定められた財産
  - (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
  - (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
  - (4) 基本財産とされている株式に基づく新株の発行により取得した株式  
(株式配当により取得した株式を除く)
3. 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

### (資産の管理)

#### 第7条

1. 本法人の資産は、理事会の議決によって理事長が管理する。
2. 基本財産のうち現金は、郵便官署もしくは確実な金融機関に預け入れ、信託銀行に信託し、又は国債等その他確実な有価証券にかえて保管しなければならない。

### (基本財産の処分の制限)

#### 第8条

基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、本法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

### (経費の支弁)

#### 第9条

本法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

### **(事業計画及び収支予算)**

#### **第 10 条**

本法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経、毎会計年度開始前に、文部科学大臣に届けなければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

### **(事業の報告及び収支決算)**

#### **第 11 条**

1. 本法人の収支決算は、理事長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書及び正味財産増減計算書とともに監事の意見をつけ、理事会において理事現在数の3分の2以上の承認を受けて、毎会計年度終了後3か月以内に、文部科学大臣に報告しなければならない。
2. 本法人の収支決算に収支差額があるときは、理事会の議決を経、その一部もしくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

### **(長期借入金)**

#### **第 12 条**

本法人が借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

#### **第 13 条**

第8条ただし書及び前条の規定に該当する場合、並びに収支予算で定めるものを除くほか、新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経なければならない。

### **(会計年度)**

#### **第 14 条**

本法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## **第4章 役員、評議員、会長、所長、顧問及び職員**

### **(役員)**

#### **第 15 条**

1. 本法人に、次の役員を置く。
  - (1) 理事20名以上30名以内

- (2) 監事2名又は3名
2. 理事のうち、理事長1名、副理事長5名以内及び専務理事1名を置く。また、必要に応じて常務理事を置くことができる。

### (役員を選任)

#### 第16条

1. 理事及び監事は、評議員会で選任する。
2. 理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係のある者の合計数が、理事現在数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
3. 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事が互選する。
4. 監事には、本法人の理事(その親族その他特殊の関係のある者を含む)及び職員が含まれてはならない。また各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

### (理事の職務)

#### 第17条

1. 理事長は、本法人を代表し、業務を総理する。
2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序により、理事長の職務を代理し、又はその職務を行う。
3. 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、理事会の議決に基づき、日常の業務に従事する。
4. 常務理事は、専務理事を補佐し、日常の業務に従事する。
5. 理事は、理事会を組織して、本法人の業務を議決し、執行する。

### (監事の職務)

#### 第18条

監事は、本法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。

- (1) 法人の財産の状況を監査すること。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会又は文部科学大臣に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は評議員会を招集すること。

### (役員任期)

#### 第19条

1. 役員任期は、2年とし、再任を妨げない。
2. 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3.役員は、その任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

#### (役員解任)

##### 第20条

役員が、次の各号の一に該当するときは、理事現在数及び評議員現在数の各々の3分の2以上の議決により理事長がこれを解任することができる。

- (1)心身の故障のため、職務の執行にたえないと認められるとき。
- (2)職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

#### (役員報酬)

##### 第21条

1. 役員は、有給とすることができる。
2. 役員報酬は、理事会の議決を経て理事長が定める。

#### (評議員選出)

##### 第22条

1. 本法人には評議員30名以上50名以内を置く。
2. 評議員は、理事会で選出し、理事長が任命する。
3. 評議員は、理事と相互にこれを兼ねることができない。
4. 評議員のうちには、役員のうちいずれか1人と親族その他特殊の関係のある者の数又は評議員のうちいずれか1人及びその親族その他特殊の関係のある者の合計数が、評議員現在数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
5. 評議員には、第19条及び第20条の規定を準用する。この場合には、これらの規定中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

#### (評議員職務)

##### 第23条

評議員は、評議員会を組織して、この寄附行為に定める事項を行うほか、理事会の諮問に応じ、理事長に対し、必要と認める事項について助言する。

#### (会長)

##### 第24条

1. 法人に、会長を置くことができる。
2. 会長は、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。
3. 会長は、理事長の諮問に応じ、必要な助言をする。
4. 会長には、第19条第1項及び第20条の規定を準用する。この場合には、これらの規定中「役

員」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。

#### (所長)

##### 第 25 条

1. 本法人に、所長1名を置く。
2. 所長は、理事会の議決を経て、理事長が任命する。
3. 所長は、本法人における研究業務を総括する。
4. 所長には、第19条第1項及び第20条の規定を準用する。この場合には、これらの規定中「役員」とあるのは「所長」と読み替えるものとする。

#### (顧問)

##### 第 26 条

1. 本法人に、顧問を置くことができる。
2. 顧問は、理事会の同意を得て理事長が委嘱する。
3. 顧問は、重要な事項について理事長の諮問に応じ意見を述べる。
4. 顧問には、第19条第1項及び第20条の規定を準用する。この場合には、これらの規定中「役員」とあるのは「顧問」と読み替えるものとする。

#### (事務局)

##### 第 27 条

1. 本法人に、事務局を置く。
2. 事務局は、事務局長及び必要な職員をもって構成する。
3. 事務局長及び職員は、理事長が任免する。
4. 事務局長及び職員に関し必要な事項は、理事会の同意を得て理事長が定める。

## 第5章 会議

#### (理事会)

##### 第 28 条

1. 理事会は、毎年2回理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めた場合、又は理事現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、理事長は、その請求があった日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
2. 理事会の議長は、理事長とする。

#### (理事会の定足数及び議決数)

## 第29条

1. 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
2. 理事会の議事は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事現在数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

### (評議員会)

## 第30条

1. 次に掲げる事項については、理事会において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。
  - (1) 事業計画及び収支予算についての事項
  - (2) 事業報告及び収支決算についての事項
  - (3) 長期借入金についての事項
  - (4) 不動産の買入れ、基本財産の処分及び担保提供についての事項
  - (5) その他本法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認めた事項
2. 前2条の規定は、評議員会についてこれを準用する。この場合には、これらの規定中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

### (議事録)

## 第31条

すべて会議には、議事録を作成し、議長及び出席者の代表2名が署名捺印の上、これを保存する。

## 第6章 委員等

### (設置)

## 第32条

本法人に、第4条に定める事業の円滑な促進を図るため、必要に応じ委員を置き、又は委員会を設置することができる。

## 第7章 賛助会員

### (賛助会員)

## 第33条

1. 本法人の趣旨に賛同し、かつ、理事会の承認を受けたものを賛助会員とする。
2. 賛助会員に関し必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

## 第8章 寄附行為の変更及び解散

### (寄附行為の変更)

#### 第34条

この寄附行為は、理事現在数及び評議員現在数の各々の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければ変更することができない。

### (解散)

#### 第35条

本法人の解散は、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければならない。

### (残余財産の処分)

#### 第36条

本法人の解散に伴う残余財産は、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けて、本法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄附をするものとする。

## 第9章 株主権の行使

### (株主権の行使)

#### 第37条

本法人が保有する株式について、本法人がその株式の発行会社に対して株主の権利を行使する場合には、下記の事項を除き、あらかじめ理事会において理事現在数の3分の2以上の同意を得なければならない。

- (1) 配当の受領
- (2) 無償新株式の受領
- (3) 株主割当増資への応募
- (4) 株主宛配付書類の受領

## 第10章 補則

### (備付け書類及び帳簿)

#### 第 38 条

1. 事務所には、常に次に掲げる書類及び帳簿を備えておかなければならない。
  - (1) 寄附行為
  - (2) 役員、評議員及びその他職員の名簿及び履歴書
  - (3) 処務日誌
  - (4) 財産目録
  - (5) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
  - (6) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
  - (7) 資産台帳及び負債台帳
  - (8) 官公署往復書類
  - (9) 事業報告書及び収支計算書
  - (10) 事業計画書及び収支予算書
  - (11) 正味財産増減計算書
  - (12) 貸借対照表
  - (13) その他必要な書類及び帳簿
2. 前項の書類及び帳簿は、次の区分により保存しなければならない。
  - (1) 第1号、第2号、第4号、第5号及び第7号のものは永年
  - (2) 第6号、第9号、第10号、第11号及び第12号のものは10年以上
  - (3) 第3号、第8号及び第13号のものは1年以上
3. 第1項第1号、第4号及び第9号から第12号までの書類並びに役員名簿については、これを一般の閲覧に供するものとする。

### (細目)

#### 第 39 条

この寄附行為の施行についての細目は、理事会の議決を経て別に定める。

### 附則

1. この寄附行為は、文部大臣の設立許可のあった日(以下「許可日」という。)から施行する。
2. 第14条の規定にかかわらず、本法人の設立当初の会計年度は、許可日から昭和60年3月31日までとする。
3. 第16条の規定にかかわらず、本法人の設立当初の理事及び監事は、次のとおりとする。  
理事 有馬純信 理事 井内慶次郎 理事 稲盛和夫

理事 今川正彦 理事 大宮隆 理事 岡本道雄  
理事 (理事長)奥田東 理事 河野卓男 理事 小谷隆一  
理事 笹尾鮮三郎 理事 沢田敏男 理事 立石孝雄  
理事 塚本幸一 理事 林田悠紀夫 理事 日向方齊  
理事 古川進 理事 森下弘 理事 山村雄一  
理事 吉沢尚明 監事井上太一 監事村田昭

4. 第19条の規定にかかわらず、本法人の設立当初の理事及び監事の任期は、昭和61年3月31日までとする。
5. この改正寄附行為は、文部大臣の認可を受けた日から施行する。  
昭和60年10月1日変更認可  
平成元年8月7日変更認可  
平成3年2月4日変更認可  
平成5年9月29日変更認可  
平成6年8月5日変更認可  
平成12年8月4日変更認可
6. この改正寄附行為は、平成13年1月6日から施行する。